　　　平成　　年度　個人の町民税･県民税　特別徴収税額の

　　　納期の特例に関する申請書

※第　　　号

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| （あて先）芝山町長  平成　年　月　日提出 | 申　請　者 | 住所または所在地 |  | | | | |
| 氏名または名称および代表者 | ㊞ | | | | |
| 特別徴収義務者指定番号 |  | | | 電話番号 | （　　　　）　　　－ | | |
| 地方税法第３２１条の５の２の規定により特別徴収税額の納期の特例について申請します | | | | | | | |
| 特例の適用を受けようとする税額 | 平成　　年　　月以降の支給に係る給与所得および退職所得に対する  特別徴収税額 | | | | | | |
| 最近６ケ月における　給与を受ける者の数 |  | Ｈ　年　月 | １ヶ月前 | ２ヶ月前 | ３ヶ月前 | ４ヶ月前 | ５ヶ月前 |
| 人数 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| 上記のうち、臨時に　雇用している者の数 | 人数 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| 現在徴収金の滞納が　ある場合または最近において著しい納付遅延がある場合において、それがやむを得ない　理由によるものであるときはその理由 |  | | | | | | |
| 申請の日前１年以内における納期の特例承認の取消の有無および　取消年月日 | 有（平成　　年　　月　　日取消）　・　無 | | | | | | |

　　　　　　　（裏面もご覧ください）

１．　特別徴収税額の納期の特例制度について

（１）　この特例の適用を受けることができる特別徴収義務者は、その者から

　　　　　給与の支払いを受ける者が常時１０人未満である者に限ります。

1. 特別徴収義務者がこの特例の適用を受けようとする場合には、市長に

　　　　　申請し承認を受けなければなりません。

　　（３）　この特例の承認を受けた場合には、下表に記載した期間中の支払いに

　　　　　かかる給与所得および退職所得について特別徴収した町民税を、それ

　　　　　ぞれ次に掲げる期間までに納入することができます。

|  |  |
| --- | --- |
| 期　　　間 | 納　期　限 |
| ６月から１１月までの徴収分 | １２月１０日 |
| １２月から翌年５月までの徴収分 | 翌年６月１０日 |

　　（４）　納期の特例について承認を受けていた者は、その者から給与の支払い

　　　　　を受ける者が常時１０人以上となった場合には、その旨を遅滞なく市長

　　　　　に届け出なければなりません。

1. 滞納や著しい納付延長があるときは、この承認が受けられないことが

　　　あります。また承認を受けても、滞納・納付延長がありますと、この特

　　　例の承認を取り消されることがありますのでご注意ください。

２．　申請書の書き方

1. 指定番号は必ず記入してください。
2. 人数の欄は給与の支払いを受ける者の人数を記入してください。
3. 提出先

**〒２８９－１６９２**

**千葉県山武郡芝山町小池９９２**

**芝山町　町民税務課　課税係**

**電話（０４７９）７７－３９１５**

※提出後、審査のうえ可否を通知いたします。